



湯夢メールお知らせ版(令和7年7月号)

発行者 西和賀商工会 令和7年7月9日発行
TEL 82-2270 FAX 82-2131

【 <https://www.shokokai.com/nishiwaga> E-mail:nishiwaga@shokokai.com 】

◆ 第18回小規模事業者持続化補助金（一般型 通常枠）について

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、販路開拓等に取り組むための支援制度です。第18回の公募要領が公開されましたのでお知らせします。

【受付開始】 令和7年 **10** 月 **3** 日（金）

【申請締切】 令和7年 **11** 月 **28** 日（金）17:00

【補助上限】 50万円（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】 2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4）

【申請方法】 申請は、電子申請システムでのみの受け付けとなります。

※電子申請、事前にGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。

※GビズIDプライムとは、認証システム「GビズID」のアカウントのひとつで、「法人代表者もしくは個人事業主」用のアカウントで、無料で取得できます。



GビズIDの
取得はこちら

【補助対象経費の一部抜粋例】

①機械装置等費

集客力向上、新サービス提供のための機械、冷凍冷蔵庫、3Dプリンター、ショーケースなどの導入のための経費

②広報費

パンフレット・ポスター・チラシ等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費

③ウェブサイト関連費

販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイト、システム（オフライン含む）等の開発、構築、更新、改修、運用をするために要する経費

※ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。必ず、ほかの経費と一緒に申請する必要があります。

④委託・外注費

店舗改装・バリアフリー化工事などの販路開拓や業務効率化に結びつく工事等の経費



補助金事務局
ホームページ

【お問い合わせ先】 西和賀商工会（TEL：0197-82-2270）まで、お問い合わせください。

◆ふるさと納税のポイント還元の廃止について

令和6年6月28日付けで総務省から告示された、ふるさと納税の指定基準の見直しを受け、令和7年 **10** 月 **1** 日から、ふるさと納税のポータルサイト（仲介サイト）の**ポイント還元が廃止**されます。

令和7年9月までは、各ポータルサイトのポイント還元は実施されます。

【ふるさと納税とは？】

寄付を行うと、その合計額から2,000円を引いた金額が、住民税や所得税の控除・還付の適用対象になります。

「ふるさと納税」の最大の魅力は「**寄付のお礼として、地域の特産品（返礼品）**」がもらえることです。

◆「湯夢メールお知らせ版」をメールで受け取りませんか？

商工会では、「湯夢メールお知らせ版」のメール送信を実施しております。

商工会まで、ご連絡いただければ、メール送信に変更いたしますので、よろしくお願いします。

< 変 更 方 法 >

「nishiwaga@shokokai.com」宛てに事業所名とメールアドレスを記載してメールを送信してください。